

# 保守委託關係綴

---

---

---

---

第三号様式（A4）

建築基準法第18条3項の規定による

# 適合する旨の通知書

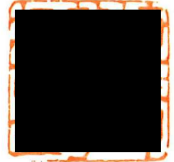


第 2 号  
平成 8 年 7 月 8 日

通知者官職氏名

伊勢崎市長 高橋基樹 殿

建築主事



下記による計画通知書に記載の計画は、建築基準法第18条2項の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例又は同法第88条に掲げる条項並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。

## 記

1. 申請年月日 平成 8 年 6 月 2 4 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所  
伊勢崎市日乃出町702
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
  - 1) 主要用途 公設卸売市場
  - 2) 工事種別 新築、増築、改築、その他（ ）
  - 3) 申請部分の合計延べ面積 115.20㎡
  - 4) その他詳細については副本による

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。



本申請は建築基準法によって確認と  
なったので下記事項を守って下さい。

1. 工事現場の見易い場所に下記の様式の木版等を必ず掲示すること。

←----- 35 cm 以上 ----->

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
建築主事氏名	
建築主又は 建造主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	

↑----- 25 cm 以上 -----↓

2. この確認通知書のとおり施工すること。
3. 他の法令によって手続きを必要とするものについてはそれぞれ手続きし、許可認可承認済になってから工事にかかるようにしてください。
4. 工事が完了したときは4日以内に工事完了届を建築指導課に提出のこと。
5. 検査済証を受けてから建築物を使用すること。
6. この確認通知書は敷地についての権利の有無等は全く関係がないので特に注意してください。
7. 伊勢崎市公共水域の流水の浄化に関する条例第5条にもとづく浄化装置を設置すること。
8. その他

第1号書式(第2、第3、第4関係)

建築基準法第18条第1項の規定による  
計画通知書(建築物)

(第一面)

平成 8年 6月 24日

伊勢崎市長 高橋基樹



設計者氏名

[Redacted]

[Redacted]



※受付欄	※決裁欄	※通知番号欄
平成 年 月 日 伊勢崎市 建設部建築指導課 第 8.6.24 号		平成 8年 7月 8日
係員印 2号 受付		第 2 号
		係員印

建築主等の概要

【1. 官庁所在地】

【イ. 郵便番号】

〒372.

【ロ. 住所】

伊勢崎市今泉町2丁目410番地

【ハ. 電話番号】

0270-24-5111.

【2. 連絡者】

【イ. 資格】

(一級) 建築士 (建設大臣) 登録第 [ ] 号

【ロ. 氏名】

[ ]

【ハ. 建築士事務所名】

(一級) 建築士事務所 (群馬県) 知事登録第 [ ] 号

【ニ. 郵便番号】

〒 [ ]

【ホ. 所在地】

[ ]

【ハ. 電話番号】

[ ]

【3. 設計者】

【イ. 資格】

(一級) 建築士 (建設大臣) 登録第 [ ] 号

【ロ. 氏名】

[ ]

【ハ. 建築士事務所名】

(一級) 建築士事務所 (群馬県) 知事登録第 [ ] 号

【ニ. 郵便番号】

[ ]

【ホ. 所在地】

[ ]

【ハ. 電話番号】

[ ]

【4. 建築設備に関し意見を聴いた者】

【イ. 氏名】

[ ]

【ロ. 勤務先】

[ ]

【ハ. 郵便番号】

[ ]

【ニ. 所在地】

[ ]

【ホ. 電話番号】

[ ]

【5. 工事監理者】

【イ. 資格】

伊勢崎市今泉町2丁目410番地 ( ) 建築士 ( ) 登録第 [ ] 号

【ロ. 氏名】

伊勢崎市建設部建築課 [ ]

【ハ. 建築士事務所名】

( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 [ ] 号

【ニ. 郵便番号】

〒372.

【ホ. 所在地】

伊勢崎市今泉町2丁目410番地

【ハ. 電話番号】

0270-24-5111.

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】

未定

【ロ. 営業所名】

建設業の許可 ( ) 第 [ ] 号

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

公設市場青果プレハブ冷蔵庫設置工事

## 建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	伊勢崎市日乃出町702番地		
【2. 都市計画区域の内外の別】	都市計画区域内		
【3. 防火地域】	指定なし		
【※4. その他の区域、地域、地区、街区】	市街化区域		
【5. 道路】			
【イ. 幅員】	18.0m		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	235.361m		
【6. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】	(63,542.13m <sup>2</sup> )	( )	( )
【ロ. 用途地域】	(準工業地域)	( )	( )
【ハ. 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合】	(360%)	( )	( )
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合】	(60%)	( )	( )
【ホ. 敷地面積の合計】	63,542.13m <sup>2</sup>		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】			
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】			
【チ. 備考】			
【7. 主要用途】	(区分 08610)	卸売市場	
【8. 工事種別】	増築		
【9. 建築面積】	(計画部分)	(計画以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	(115.2 m <sup>2</sup> )	(15,415.38 m <sup>2</sup> )	(15,530.58 m <sup>2</sup> )
【ロ. 建築面積の敷地面積に対する割合】	24%		
【10. 延べ面積】	(計画部分)	(計画以外の部分)	(合計)
【イ. 建築物全体】	(115.2 m <sup>2</sup> )	(17,843.23 m <sup>2</sup> )	(17,958.43 m <sup>2</sup> )
【ロ. 自動車車庫等の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ハ. 住宅の部分】	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )
【ニ. 延べ面積】	17,958.43 m <sup>2</sup>		
【ホ. 延べ面積の敷地面積に対する割合】	28%		
【11. 建築物の数】			
【イ. 通知に係る建築物の数】	1		
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】	12		
【12. 工事着手予定年月日】	平成8年7月15日		
【13. 工事完了予定年月日】	平成8年12月15日		
【14. その他必要な事項】	事務所登録期間 平成3年9月20日～平成8年9月20日		

## 建築物別概要

【1. 番号】	1		
【2. 用途】	(区分 08610) 卸売市場		
【3. 工事種別】	増築		
【4. 構造】	鉄骨	造	一部 造
【5. 耐火建築物】			
【6. 屋根】	折版 厚0.8+0.6		
【7. 外壁】	角波鉄板 厚0.5 プレキャストコンクリート RC		
【8. 軒裏】	折版 厚0.8+0.6		
【9. 居室の床の高さ】			
【10. 階数】			
【イ. 地階を除く階数】	2階		
【ロ. 地階の階数】	0階		
【ハ. 昇降機塔等の階の数】			
【11. 高さ】			
【イ. 最高の高さ】	10m		
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.52m		
【12. 床面積】	(計画部分)	(計画以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	( P階)	( 299.8 m <sup>2</sup> )	( 299.8 m <sup>2</sup> )
	( 2階)	( 2,437.75 m <sup>2</sup> )	( 2,437.75 m <sup>2</sup> )
	(中2階)	( 16 m <sup>2</sup> )	( 16.0 m <sup>2</sup> )
	( 1階)	( 115.2 m <sup>2</sup> )	( 13,239.2 m <sup>2</sup> )
	( 階)	( )	( )
	( 階)	( )	( )
【ロ. 合計】	( 115.2 m <sup>2</sup> )	( 15,877.55m <sup>2</sup> )	( 15,992.75m <sup>2</sup> )
【13. 便所の種類】			
【14. 建築設備の種類】			
【15. 確認の特例】			
【イ. 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の特例の適用の有無】			
【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物の区分】	第 号		
【ハ. 建築基準法施工令第13条の2第1号又は第2号に掲げる住宅に該当するときは当該住宅に係る型式指定番号】	第 号		
【16. その他必要な事項】			
【17. 備考】			

建築物の階別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 階】 1階

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】 5,500m

---

【6. 居室の天井の高さ】 4,230m

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ】	(08610)	(卸売市場)	(13,239.2 m <sup>2</sup> )
【ロ】	( )	( )	( )
【ハ】	( )	( )	( )
【ニ】	( )	( )	( )
【ホ】	( )	( )	( )
【ヘ】	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

(注意)

建築基準法施行規則別記第1号様式の(注意)に準じて記載してください。



建築物の階別概要書

---

[1. 番号] 1

---

[2. 階] 中2階

---

[3. 柱の小径]

---

[4. 横架材間の垂直距離]

---

[5. 階の高さ]

---

[6. 居室の天井の高さ]

---

[7. 用途別床面積]

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
[イ]	( 08610 )	( 見学者コーナー )	( 16m <sup>2</sup> )
[ロ]	( )	( )	( )
[ハ]	( )	( )	( )
[ニ]	( )	( )	( )
[ホ]	( )	( )	( )
[ヘ]	( )	( )	( )

---

[8. その他必要な事項]

---

建築物の階別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 階】 2階

---

【3. 柱の小径】

---

【4. 横架材間の垂直距離】

---

【5. 階の高さ】 4, 100m

---

【6. 居室の天井の高さ】 2, 600m

---

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ】	(08470)	(事務所)	(2,437.75 m <sup>2</sup> )
【ロ】	( )	( )	( )
【ハ】	( )	( )	( )
【ニ】	( )	( )	( )
【ホ】	( )	( )	( )
【ヘ】	( )	( )	( )

---

【8. その他必要な事項】

---

(注意)

建築基準法施行規則別記第1号様式の(注意)に準じて記載してください。

建築物の階別概要

---

【1. 番号】	1
---------	---

---

【2. 階】	P 階
--------	-----

---

【3. 柱の小径】	
-----------	--

---

【4. 横架材間の垂直距離】	
----------------	--

---

【5. 階の高さ】	4, 100m
-----------	---------

---

【6. 居室の天井の高さ】	4, 500m
---------------	---------

---

【7. 用途別床面積】				
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床	面	積)
【イ】 (08990)	(機械・電気室)	(	299.80 m <sup>2</sup>	)
【ロ】 ( )	( )	(		)
【ハ】 ( )	( )	(		)
【ニ】 ( )	( )	(		)
【ホ】 ( )	( )	(		)
【ヘ】 ( )	( )	(		)

---

【8. その他必要な事項】	
---------------	--

---

(注意)

建築基準法施行規則別記第1号様式の(注意)に準じて記載してください。





(一般競争入札の予定価格)

第三百三十条 予算執行者等は、一般競争入札に付そうとする事項に関する仕様書又は設計書等に基づき、その契約の目的となる物件又は役務についての取引きの実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は、一般競争入札に付そうとする総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の場合においては単価についてその予定価格を定めることができる。

3 一般競争入札を行う場合においては、予定価格調書を封書として開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(一般競争入札の最低制限価格)

第三百三十一条 予算執行者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、前条第一項の規定に準じ最低制限価格を設けることができる。

2 前項の場合においては、前条第三項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格にあわせて記載して置かなければならない。

(一般競争入札の最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合の手續き)

第三百三十二条 予算執行者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、前条第一項の規定による最低制限価格を設けなかつたときで、令第六百六十七条の十第一項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者として著しく不適當であると認めるときは、その理由を記載した書類を市長に提出しその指示を受けなければならない。

(一般競争入札の再度公告入札)

第三百三十三条 予算執行者等は、令第六百六十七条の二第二項第六号及び第七号の規定により随意契約をする場合を除き、一般競争入札に付し入札者がいないとき、再度の入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しない場合においては、さらに一般競争入札に付するものとする。この場合においては第三百二十六条第一項の公告期間を短縮することができる。

(一般競争入札の落札後の措置)

第三百三十四条 予算執行者等は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 前項の落札者は、その通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予算執行者等が特に指示したときは、この限りでない。

第二款 指名競争入札

〔伊勢崎市①一九〕

(指名競争入札の参加者の資格の公示)

第三百三十五条 第二百五条の規定は、令第六百六十七条の十一第二項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合にこれを準用する。

(指名競争入札の入札者の指名)

第三百三十六条 予算執行者等は、指名競争入札に付そうするときには、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから競争に参加させようとする者を三名以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、指名者数についてはこの限りでない。

2 前項の場合においては、第二百二十六条第一項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争入札に関する一般競争入札の規定の準用)

第三百三十七条 第二百二十七条から第三百三十二条まで及び第三百三十四条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第三款 随意契約

(随意契約によることのできる予定価格の限度額)

第三百三十八条 令第六百六十七条の二第二項第一号による予定価格は、次のとおりとする。

一 工事又は製造の請負	百三十万円
二 財産の買入れ	五十万円
三 物件の借入れ	四十万円
四 財産の売払い	三十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	五十万円

(随意契約の予定価格の作成)

第三百三十八条の二 予算執行者等は、随意契約によることとするときは、あらかじめ、第三百三十条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、第三百三十九条第二項各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の作成を省略することができる。

(随意契約の見積書の徴取)

第三百三十九条 予算執行者等は、随意契約によることとするときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を一人の者にすることができ。

- 一 一件の契約金額が五万円未満であるとき。
- 二 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- 三 二人以上から見積書を徴することが困難又は不適當と認めら

第七編 財務 (伊勢崎市財務規則)

れるとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴さないことができる。
  - 一 一件の金額が一万円未満のものであるとき。
  - 二 価格を定めて払い下げるとき。
  - 三 相手方が官公署であるとき。
  - 四 価格が確定しているものであるとき。
  - 五 法令等の規定により価格が一定しているものであるとき。
  - 六 季節的生産物又は腐敗のおそれがあるもの等を購入するとき。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、性質又は目的により見積書を徴することが困難又は不適當と認められるとき。

第四款 せり売り

(せり売り)

- 第四百四十条 契約担当者は、動産の売り払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じて、せり売りに付することができる。

第二節 契約の締結

(契約書の作成)

- 第四百四十一条 予算執行者等は、法令及びこの規則に特別の定めが

四五四六(一)第五

ある場合を除くほか、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約の目的
  - 二 契約の金額
  - 三 履行期限
  - 四 契約保証金に関する事項
  - 五 契約履行の場所
  - 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
  - 七 監督及び検査
  - 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - 九 危険負担
  - 十 かし担保
  - 十一 契約に関する紛争の解決方法
  - 十二 その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。この場合においては、請書を徴さなければならない。

〔伊勢崎市〇一九〕

することが困難又は必要がないと認めるとき。

(契約保証金)

- 第四百四十三条 予算執行者等は、契約を締結する場合その相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
  - 一 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
  - 二 令第六十七條の五及び令第六十七條の五の二又は令第六十七條の十一第二項の規定に基づき、あらかじめ必要な資格を定めた場合において、その資格を有する者と契約を締結する場合で、その者が過去二年の間に国(公社公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - 三 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
  - 四 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- 一 工事請負契約でその金額が五十万円を超えないとき。
  - 二 工事請負契約以外の契約でその金額が三十万円を超えず、かつ、登記又は登録の手続きを必要としない契約をするとき。
  - 三 せり売りに付するとき。
  - 四 物品の売り払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
  - 五 国又は地方公共団体その他の公共団体の機関と契約するとき。
  - 六 前各号のほか、市長が特に必要がないと認めるとき。
- (請書の省略)
- 第四百四十二条 予算執行者等は、前条第二項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合は、請書の徴取を省略することができる。
    - 一 契約金額が五万円を超えないとき。
    - 二 せり売りに付するとき。
    - 三 物品の売り払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。
    - 四 国又は地方公共団体その他の公共団体の機関と契約するとき。
    - 五 前各号に掲げるもののほか、性質又は目的により請書を徴取

第七編 財務 (伊勢崎市財務規則)

四五五七

- 五 前条に規定する場合に該当し、かつ、契約の相手方が契約を

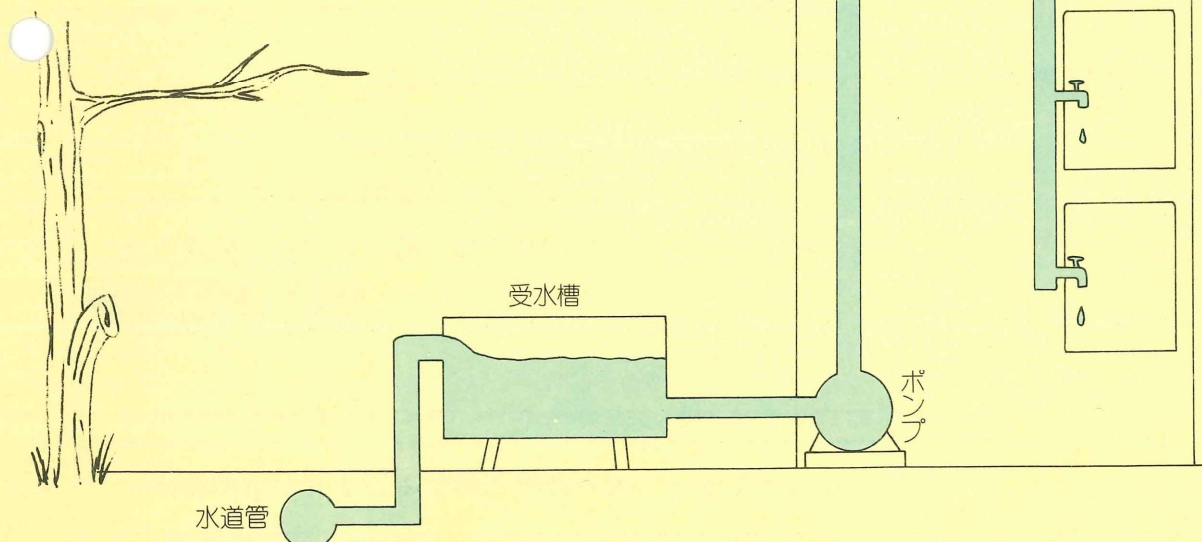
# 簡易専用水道の衛生管理

このたび水道法が改正され、ビルやマンション等で、  
受水槽をもつ水道の衛生的管理が設置者の方々に義務づ  
けられました。

## ビル等の水道

高層建築物の多くは、水道そのものの  
水圧では、水を各階に給水することはで  
きません。

そこで受水槽を設けて、水を一旦これ  
に受け、ポンプで屋上の水槽にあげ、そ  
れを各階に給水する方法をとっています。





## 簡易専用水道とは

このたび、水道法が改正され、このような給水設備のうち、①有効容量が20トンを超える受水槽を設け、②市町村などの水道から供給される水のみを水源とし、③これを飲用として給水している施設を簡易専用水道とよび、規制していくことになりました。

したがって、工場などに設置されているもので、全く飲み水として使用していないもの、又、井戸水を揚水して使用しているものなどは、簡易専用水道に該当しません。

## 設置者(管理者)の管理

簡易専用水道の設置者（管理者）が行う管理の主な内容は次のとおりです。

水槽の清掃	毎年一回、定期に行う。（専門の業者に委託して行うことが望ましい）
水槽等の点検	(1)水槽にヒビ割れはないか。 (2)汚水等に汚染されていないか。 (3)水槽内に異物が混入していないか。
水質検査	給水栓（蛇口）で、水の色、濁り、臭み、味等の外観に注意し、異常がある場合は、必要な水質検査を行う。
	給水する水が、人の健康を害するおそれがある時は、

異常措置	直ちに給水を停止し、関係者に知らせる。
------	---------------------

以上の管理を行うほか、設置者は、年一回、厚生大臣指定機関の検査を受けなければなりません。

(注)

- ・ 水槽の清掃や水質検査結果などは、帳簿に記録し、保存しておいて下さい。
- ・ 水槽の点検で欠陥を発見した時は、速やかに改善して下さい。
- ・ その他、地震や凍結大雨等で水槽に異常がおこるおそれのある場合は、速やかに点検して下さい。

## 検査を受ける義務とは

設置者は毎年一回定期的に厚生大臣指定機関である(社)群馬県薬剤師会環境衛生試験センターに依頼して、衛生管理についての検査を受けなければなりません。

検査の依頼等詳細については、環境衛生試験センター(前橋市岩神町3-21-19 TEL0272-31-5529)、又は最寄の保健所へお問い合わせ下さい。

## 罰 則

適正な管理を行わなかったり、検査を受けなかった設置者に対しては、水道法により罰せられることがあります。

## 設置届

新たに簡易専用水道を設置した方は、届出の用紙（別紙様式）により、最寄の保健所へ届出て下さい。

## むすび

水道は、私達の生活に欠かすことのできない飲み水を給水するという大切な役割をもっていますので、常に、衛生管理に心がけ、ビルや団地などに住む誰もが安心して楽しく生活できるよう努めて下さい。

関係法令抜すい

### ——水道法の一部を改正する法律——

#### 〔簡易専用水道〕

第34条の2 簡易専用水道の設置者は厚生省令で定める基準に従い、その水道の管理をしなければならない。

2. 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならない。

—水道法施行規則の一部を改正する省令—

第4章 簡易専用水道

〔管理基準〕

第23条 法第34条の2第1項に規定する厚生省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

1. 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
2. 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
3. 給水せんにおける水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の中欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
4. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

群馬県衛生環境部環境衛生課

(TEL 0272-23-1111 内線840)

最寄の保健所

(設置届出様式)

簡易専用水道設置届

( 年 月 日届出)

建物の名称					
管理者(設置者)名		印			
所在地					
用途		延べ面積			
利用者数		水源			
ビル管理法適用の有無		建築年月日			
施設概要	受水槽	設置場所	1. 建物の中 2. 建物の外 3. その他( )		
		位置	1. 地下式 2. 地上式 3. その他( )		
		材質			
		有効容量			
	高架水槽	設置場所	1. 建物の中 2. 建物の外 3. その他( )		
		位置	1. 建物の屋上 2. その他( )		
		材質			
		有効容量			
	減菌の有無	1. 有	2. 無	減菌の方法	
	備考				

施 工 計 画 書

施工場所 伊勢崎市日乃出町702  
 施工建物 伊勢崎市公設地方卸売市場  
 管理面積 5,797㎡

施 工 計 画

月	防鼠施工	防虫施工	ノラバト飛来防止施工	点検
4	忌避剤散布	殺虫	現場調査	
5			施工(1日間)	○
6				○
7				○
8				○
9				○
10	忌避剤散布	殺虫		○
11				○
12				○
1				○
2				○
3				○

防除対象

ネズミ、ゴキブリ、チョウバエ、チカイエカ、ダニ。

作業計画

ネズミ駆除(15~20回必要)

(1)ネズミの営業場所や通路を発見し、その周辺に殺鼠剤を配置し、完全にいない状態までにする。

防鼠(6ヶ月に1回必要)

(1)無鼠に近い状態になったらネズミ忌避剤(ラムタリン)を散布しネズミの住めない環境にする。

殺虫作業

(1)対象の虫に応じて選択した殺虫剤を棲息場所及び床面に散布する。

(2)作業は1日で完了ですが、1ヶ月間は保全致します。

ノラバト飛来防止施工

(1)ノラバトの飛来を防止し、住みつかないようにする

\* 上記作業予定月は事前に作業日時を打ち合わせて作業を実施する。

\* ノラバト飛来防止施工は施工図による。

消毒防疫表

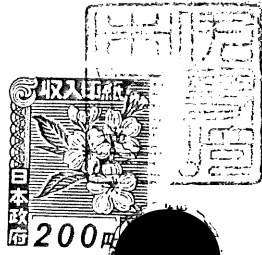
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					

**業務委託契約書**

**伊勢崎市公設卸売市場**

**ト・ネズミ衛生病害虫防除委託業務**





契 約 書

伊勢崎市長 下城雄素(以下甲という)と [REDACTED]  
[REDACTED] (以下乙という)との間に伊勢崎市公設地方卸売市場の建物内の、ハト  
ネズミ、衛生病害虫防除委託業務に関し、次の通り契約を締結した。

建物の所在及び施工対象場所

伊勢崎市日乃出町702番地

伊勢崎市公設地方卸売市場

契約期間

自 昭和61年4月 1日

至 昭和62年3月31日

契約金額

金934,000円

- 第1条 甲は下記施工業務を乙に委託し、乙はこれを承諾した。
- 第2条 この契約に定める作業の範囲及び内容は別添「作業仕様書」の通りとする。
- 第3条 乙は前条に定める作業の範囲及び内容につき明記されていない事項についても、甲と協議の上誠意をもって業務を実施する。
- 第4条 作業に要する機械・器具・資材及び薬品等はすべて乙の負担とする。
- 第5条 甲は乙が頭書の作業を行なう為に必要な用水、電力を無償で乙に供給する。

第6条 乙の作業員の作業上の行為によって甲の器具物を滅失破損した時は乙が全責任を負い賠償の責に任ずる。但し甲が乙の責任に帰することができないものと認めた場合はこの限りでない。

第7条 乙は契約日より別添施工計画に基づいて業務を完了し請求書を甲に提出し、甲は請求書を受けた日より30日以内に乙に支払うものとする。但し乙の必要により中間1回契約期間の1/2を9月に支払うことができる。

第8条 この契約の期間中に於いて甲、乙いずれか一方の都合により、この契約を解約することが出来ない。但し甲、乙双方協議の上、やむを得ないと認められた場合、又は乙がこの契約の各条項に違反し、甲の注意にもかかわらず、所期の措置が採られない場合この限りではない。

第9条 第7条の施工計画に基づく作業完了後、乙は甲に対して作業報告書を提出するものとする。

第10条 乙は次の各項を厳守しなければならない。

1. 乙の作業員は作業の為、甲の建物に出入りする時は、甲の指定する職員に届け出てその点検を受けなければならない。
2. 乙は作業員に作業中一定の制服を着用させなければならない。
3. 乙は作業員の身元、風紀、衛生、及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が適当でないと認めた事はすぐ改善しなければならない。
4. 乙は作業の実施に当たっては甲の指定する職員及び各現場管理者に届け出て事前に協議打ち合わせしなければならない。但し定期巡回サービス作業において作業報告書に記入報告し、事後報告の形においておこなう。
5. 乙は所定作業の結果が契約に定める基準にそぐわない場合は、甲の指示に従い直ちに無償で作業のやり直しを行なう。
6. 乙は作業に必要な甲の備品を使用する場合は、事前に甲の承認を得なければならない。

7. 乙は甲の作業所内での引火性薬剤を使用する場合は、事前に申し出て、その承認を得るとともに、その使用については、一切の責任を負う。
8. 甲の作業所内においては、乙の作業上に必要のない箇所に立ち入りまたは、その必要のない甲の器物に触れてはならない。
9. 乙は水道、ガス等を使用した場合はその後始末を確実にしないガス・電気等においては、甲の職員に作業の完了を報告し、その処理方の依頼を確実に行なわなければならない。
10. 乙の作業員は作業中、甲の施設内で見聞した施設その他機密事項を他に漏洩してはならない。

上記契約の確実を証する為、この証書式通を作成し双方記名捺印の上、甲乙各壹通を保存する。

昭和61年 〆月 / 日

甲 伊勢崎市今泉町2丁目410番地  
伊勢崎市 下城雄策

乙



施 工 計 画 書

施 工 計 画

施工場所 伊勢崎市日乃出町702  
 施工建物 伊勢崎市公設地方卸売市場  
 管理面積 5,797㎡

月	防鼠施工	防虫施工	ノラバト飛来防止施工	点検
4	忌避剤散布	殺虫	現場調査	
5			施工(1日間)	○
6				○
7				○
8				○
9				○
10	忌避剤散布	殺虫		○
11				○
12				○
1				○
2				○
3				○

防除対象 ネズミ、ゴキブリ、チョウバエ、チカイエカ、ダニ。  
 作業計画  
 ネズミ駆除(15~20間必要)  
 (1)ネズミの営業場所や通路を発見し、その周辺に殺鼠剤を配置し、完全にいない状態までにする。  
 防鼠(6ヶ月に1回必要)  
 (1)無鼠に近い状態になったらネズミ忌避剤(ラムタリン)を散布しネズミの住めない環境にする。  
 殺虫作業  
 (1)対象の虫に応じて選択した殺虫剤を棲息場所及び床面に散布する。  
 (2)作業は1日で完了ですが、1ヶ月間は保全致します。

\* 上記作業予定月は事前に作業日時を打ち合わせて作業を実施する。

\* ノラバト飛来防止施工は施工図による。

御見積書

御見積合計金額 ¥934,000.

(内訳) 防鼠防虫施工年間管理費 ¥337,000.

ノラバト飛来防止年間施工管理費 ¥597,000.

(1)ネズミ(駆除及び防鼠施工費)

クマリン系殺鼠剤 150円/kg × 15kg = ¥ 22,500.

ネズミ忌避剤 2,000円/L × 18L × 年/2回 = ¥ 72,000.

人件費 2,500円/h × 5h × 3名 = ¥ 37,500.

小計 = ¥132,000.

(2)ゴキブリ駆除費(フェニトロチオン5%DDVP2%混合10倍液乳剤)

(フェニトロチオン0.5%DDVP0.2%混合油剤)

(乳剤)  $5,797\text{m}^2 \times 50\text{cc}/\text{m}^2 \times 1/10 = (28.9\text{L})$

$1,200\text{L}/\text{L} \times 28.9\text{L} \times \text{年}/2\text{回} = ¥ 69,360.$

(油剤)  $2,437\text{m}^3 \times 3\text{m}/\text{高} \times 3\text{cc} = (21.9\text{L})$

$¥600/\text{L} \times 21.9\text{L} \times \text{年}/2\text{回} = ¥ 26,280.$

小計 = ¥155,640.

(3) チョウバエ・チカイエカ(ダイアジノン5%粒剤)

粒 剤  $12\text{kg} \times \yen 500/\text{kg} = \yen 12,000.$

小計  $\yen 12,000.$

(4) 保守点検費

$\yen 2,500/\text{h} \times 1.5\text{h} \times 10\text{回} = \yen 37,500.$

小計  $\yen 37,500.$

(5) 合計

$(1) + (2) + (3) + (4) = \yen 337,140.$

値引き  $-\yen 140.$

合計  $\yen 337,000.$

南側・北側軒下鉄骨部

ノラバト飛来防止施工

○南側施工 $\text{m}$ 数 $\sim 20\text{m}$ . ○北側施工 $\text{m}$ 数 $\sim 100\text{m}$

(1) 薬剤費

$\yen 3,500/\text{m} \times 120\text{m} = \yen 420,000.$

(2) 人件費

$\yen 2,800/\text{h} \times 4\text{名} \times 5\text{名} = \yen 56,000.$

(3) 諸経費

$(1) + (2) \times 20/100 = \yen 95,200.$

(4) 高所作業障害保険

$4\text{名} \times \yen 6,525. = \yen 26,100.$

(5) 合計

$(1) + (2) + (3) + (4) = \yen 597,300.$

値引き  $-\yen 300.$

合計  $\yen 597,000.$

昭和61年度

保守委託管理実施状況一覧表

委託項目	月 回	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
自動検針装置	1		28 [redacted] 増設のため	30 [redacted] 増設のため									
蓄電池設備	2												
自動火災報知設備	2								22日 27日 28日 29日 30日				
非常放送設備	2				21日								
電動シャッター	2												
冷凍冷蔵装置	6	21, 22日	7日 クーリングタワー 清掃	18, 19日		20, 21日							
自家用電気工作物	12	16日	10日 停電点検	13日	15日	9日	11日						
汚水処理施設	1/週	2, 9, 16日 23, 30日	7, 14日 21, 28日	4, 11日 18, 25日	29, 16日 23, 30日	6, 13日 20, 27日	3, 10日 17, 24日						
浄化槽機器	2	30日	27日	28日	11, 22日 オパポル	25日	27日						
空調設備機器	4			4日 冷蔵庫替		8日 冷蔵庫中間	12日 監視点検						
クーユニット用コンプレッサー	1												
受水槽高架水槽清掃	1			4, 5日 清掃消毒									
ハトネズミ駆除病害虫防除	1 2 12 点検			5日 害虫消毒	6日 ハ防除		17日 監視点検						